

教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
(現職教師の新たな免許状取得の促進)
審査基準

令和 7 年 4 月 18 日
総合教育政策局長決定

教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業（現職教師の新たな免許状取得の促進）の委託先の選定に係る審査は、本審査基準により行うものとする。

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、企画提案書に基づき、書面により実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に係る追加資料の提出を求める場合がある。なお、各審査委員は、本人が利害関係者とみなされる提案に係る個別の審査には参加しないものとする。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、Ⅳに示す評価項目ごとに、Ⅴに示す評価基準に基づき点数化する。そして、各審査委員がそれぞれ評価した得点の平均を当該提案者の当該評価項目の得点とする。

また、各審査委員は、必要に応じ、意見を附すものとする。

III 採択案件の決定方法

提出された企画提案書についてテーマごとに審査を行い、本事業の予算の範囲内で、評価点が最低評価点を超える者から、原則として各評価項目の得点の合計の高い順に選定する。その際、審査委員会の審査委員からの意見に基づき、採択に当たって条件を附す場合がある。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

1. 事業内容

- ①事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。（中央教育審議会答申等を踏まえた目標・計画設定等がされていることを評価）
- ②事業内容に新たな教員免許状の取得を促進するための具体性があること。
（特に、免許取得に必要な講座数をパッケージ化するなど、他所への横展開が容易で、現職教員の実情に応じて受講しやすい事業内容を評価）
- ③事業の目標・計画を踏まえた適切な講習内容となっていること。
- ④事業を行うための実施体制が整備されており、適切な委託業務の遂行が可能であること。
（特に、他の教育関係機関（大学、教育委員会など）との連携を評価）
- ⑤妥当な経費が示されていること。

2. 事業実施主体

- ①適切な事業実施・業務管理に必要な組織体制を有していること。

②事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 「1. 事業実施体制に関する評価」及び「2. 事業内容に関する評価」に係る評価基準
→以下の5段階評価にて採点を行う。

5点：大変優れている 4点：優れている 3点：普通である
2点：やや劣っている 1点：劣っている

2. 「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

→以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
- ・認定段階3＝2点
- ・プラチナえるぼし認定＝3点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

◇次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
- ・トライくるみん認定＝1.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
- ・プラチナくるみん認定＝3点

◇青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝２点

◇上記に該当する認定等を有しない＝０点

３．評価点の合計及び最低評価点

- ・事業内容に関する評価（５点×５＝２５点）
- ・事業実施体制に関する評価（５点×２＝１０点）
- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（最大３点）

合計３８点

※最低評価点は２１点とする。